

J Aバンクの苦情処理措置および紛争解決措置について

富士市農業協同組合

平成 30 年 7 月 1 日現在

苦情処理措置の概要

当組合では、利用者様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、J Aバンクに関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 相談・苦情等への対応にあたっては、利用者様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけ利用者様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当組合経営陣に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

まずは、当組合の窓口へお申し出ください。

本店 金融部金融業務課 0545-51-2122

元吉原支店0545-33-0730 吉原東支店0545-34-0449 須津支店0545-34-0810

原田支店0545-52-1945 今泉支店0545-52-1800 北部支店0545-21-1181

島田支店0545-52-0201 伝法支店0545-52-5110 大淵支店0545-35-0205

鷹岡支店0545-71-2200 天間支店0545-71-2203 丘支店0545-71-4452

吉永支店0545-34-0815 北支店0545-21-5225 富士支店0545-61-3080

豎堀支店0545-61-9166 田子浦支店0545-61-2811 岩松支店0545-61-0960

橋下支店0545-61-0916 青葉通り支店0545-64-5330 富士川支店0545-81-1025

松野支店0545-85-2919

上記本支店のほか下記の窓口でも受け付けます。

J A相談・苦情等受付窓口

電話番号 : 0120-306810

受付時間 : 午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

- 4 J Aバンク相談所でも、J Aバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご理解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。なお、個別のお取引内容や手続き、貯金・融資等の具体的な条件・商品内容・手数料等のお問い合わせにつきましては、J Aバンク相談所ではお答えできないこともございますので、当組合の窓口にお問い合わせください。

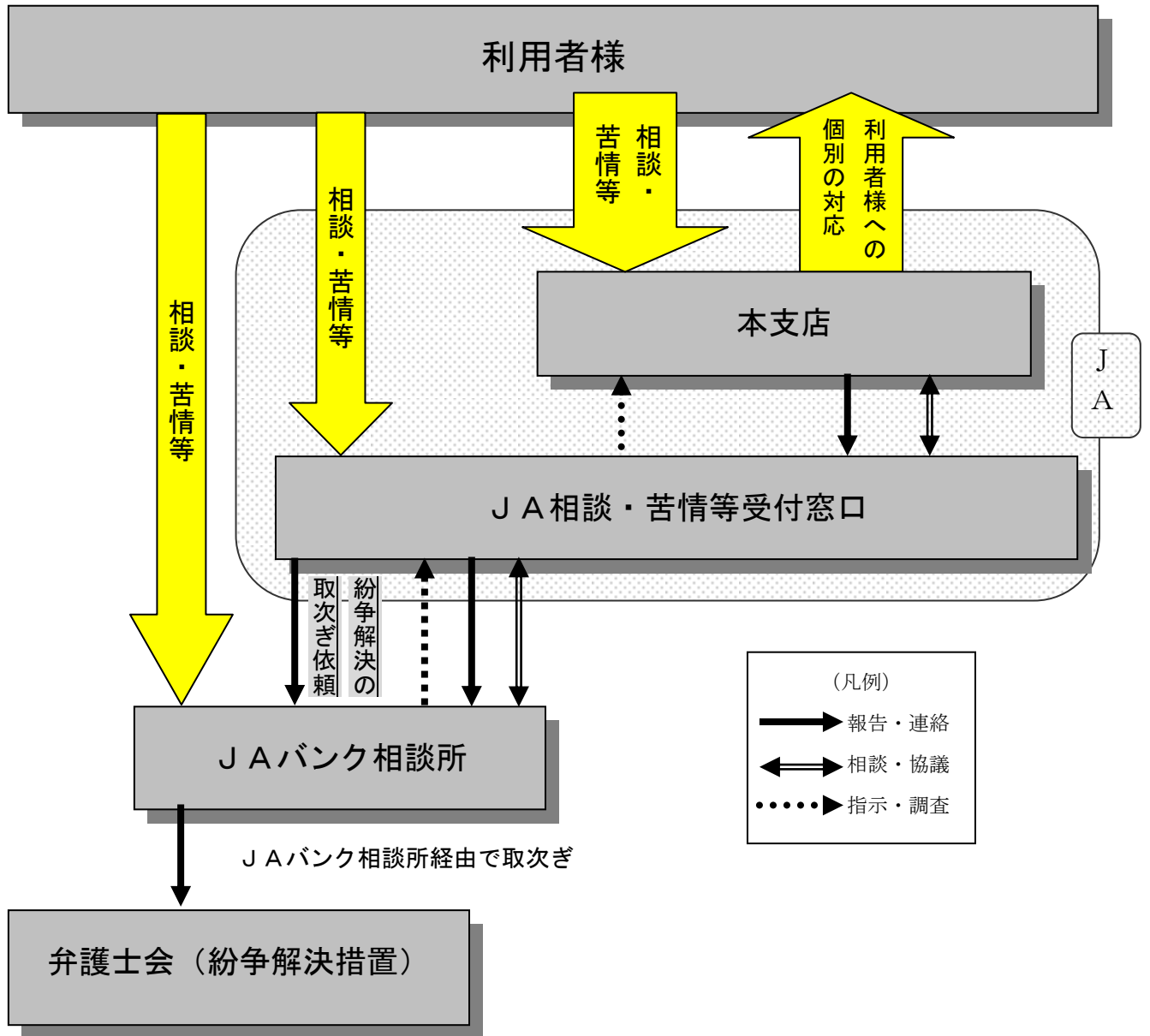
一般社団法人 J Aバンク相談所

電話番号 : 03-6837-1359

受付時間 : 午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

苦情等受付・対応態勢

当組合は、下図のような態勢で利用者様からの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用します。



紛争解決措置の概要

苦情などのお申し出については、当組合が対応いたしますが、利用者様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

上記弁護士会の利用に際しては、JAバンク相談所を通じてのご利用となりますので、以下の当組合のJA相談・苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。

JA相談・苦情等受付窓口
電話番号：0120-306810
受付時間：午前9時～午後5時
（金融機関の休業日を除く）

JAバンク相談所
電話番号：03-6837-1359
受付時間：午前9時～午後5時
（金融機関の休業日を除く）

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。詳しくは当組合のJA相談・苦情等受付窓口にご相談ください。